明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業七）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務七七～八三）　六
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同八四～八六）　三三
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（平成二十二年十月～十二月期）（内閣府）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本年金機構入札、東日本高速道路株式会社工事開始関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

## 省　令

### ○経済産業省令第七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

**第一条**　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して」を削る。

第四条中「、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して」を削る。

第五条の次に次の二条を加える。

（第一種特定化学物質の使用の届出）

**第五条の二**　法第十五条第一項の規定により使用の届出をしようとする者は、様式第四の二による届出書に使用計画及び第一種特定化学物質等（法第十七条第二項に規定する第一種特定化学物質等をいう。以下同じ。）の主な販売先ごとの販売予定数量を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（第一種特定化学物質届出使用の変更の届出）

**第五条の三**　法第十五条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第四の三による届出書に変更内容明細書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第六条各号列記以外の部分中「又は許可輸入者」を「、許可輸入者又は届出使用者」に改め、「許可製造業者の地位を承継した者にあつては当該承継に係る事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、許可輸入者の地位を承継した者にあつては」を削り、同条第一号から第三号までの規定中「又は許可輸入者」を「、許可輸入者又は届出使用者」に改める。

第七条に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、第一項中「製造数量」とあるのは「使用数量」と、「在庫数量」とあるのは「保管数量」と読み替えるものとする。

第七条の二に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、届出使用者に準用する。

第八条中「許可製造業者」の下に「又は届出使用者」を加え、「、当該廃止に係る事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して」を削る。

第九条中「、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、同項中「法第六条第一項の許可」とあるのは「法第十五条第一項の届出」と、「月別製造数量」とあるのは「月別使用数量」と、「月別在庫数量」とあるのは「月別保管数量」と読み替えるものとする。

第九条の二から第九条の五までを削る。

第二十条を次のように改める。

（電子情報処理組織による届出等）

**第二十条**　法第五条の三第一項の届出、第六条第二項若しくは第十条第一項の申請、同条第二項の届出、第十一条第二項の申請又は第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第二項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十五条の二第一項、第二十六条第一項、第二項若しくは第六項の届出（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用